## 関西電力からの報告の概要 (22日15時00分までに受けたもの)

- 〇 3 台ある S G の伝熱管全数( $\frac{3}{2}$ 1)について、健全性を確認するため E C T を実施。
- ○その結果、A-SGの伝熱管2本及びC-SGの伝熱管2本に有意な信号指示が認められた。A-SGの伝熱管1本は高温側の管支持板部付近(※2)に外面からの減肉とみられる信号指示、A-SGの伝熱管1本及びC-SGの伝熱管2本は、低温側の管支持板部付近に外面きずとみられる信号指示だった。
- 〇以上から、13時00分、実用炉規則第134条第3号に定める、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において当該機器等が技術基準規則第18条及び第56条に定める基準(※3)に適合していないと認められたときに該当すると判断。
- ○今後、有意な信号指示があった伝熱管の調査を実施する。
- ○本事象による環境への影響はない。
- ※1:過去に施栓した伝熱管を除きA-SGで3,238本、B-SGで3,245本、C-SGで3,248本、合計9,731本。
- ※2: 伝熱管を支持する部品。
- ※3:使用中の亀裂等による破壊の防止に係る基準。第18条は安全上重要な機器等を対象とし、第56条は常設重大事故等対処設備に属する機器等を対象としている。